

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年1月28日

豊田市長 太田 稔



## 1 案件の概要

### (1) 案件の目的

市内の全中学校に地域貢献型飲料用自動販売機設置（以下「自動販売機」という。）を設置することにより、学校施設利用者の熱中症対策、災害対応及びとよた地域クラブ活動（以下「とよクラブ」という。）の充実を図る。

### (2) 案件の概要 自動販売機設置に係る行政財産の貸付等

(3) 貸付物件 豊田市立中学校28校の一部（具体的な設置場所は、本プロポーザル後に調整）

(4) 貸付期間 令和8年6月1日から令和13年3月31日まで

(5) 貸付の用途 自動販売機の設置

(6) 土地貸付料（年額）

40,131円（令和8年6月1日から令和9年3月31日までの10か月分）

※令和9年度以降は、前年度課税標準額に100分の4を乗じて得た額とする。

## 2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(5) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人との関係がない者であること（資本又は人との関係に該当する者同士が辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

(6) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること。

イ 入札公告の日から過去5年以内に、官公庁発注の案件において、自らが管理し、及び運営する自動販売機を設置した実績を有する者であること。

## 3 業務説明資料等の交付

(1) 交付期間 令和8年1月28日から令和8年2月12日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所 豊田市役所魅力創造部学び体験推進課地域クラブ担当（南庁舎2階）又は学び体験推進課ホームページからダウンロード

#### 4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年2月12日（木） 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所魅力創造部学び体験推進課地域クラブ担当（南庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
- (4) 添付資料 参加資格要件（6）ア及びイが確認できる書類（契約書などの写し）

#### 5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年2月13日（金）まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

#### 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年2月12日（木） 午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）
- (3) 回 答 2月20日までに学び体験推進課ホームページ又は参加者にメールにて行う。

#### 7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面15枚以内（表紙、目次、ラッピングデザイン提案書を除く。）に下記内容を記載し、正本1部及び副本6部を提出すること。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

##### (1) 業務経歴

官公庁発注の自動販売機設置業務の実績一覧（発注者、請負金額、契約期間、案件概要）

##### (2) 業務実施方針

業務体制、維持管理（補充、清掃など）の具体的実施方法、緊急時の対応等

##### (3) 本業務への提案や意見

###### ア 取扱商品

商品の種類、価格、季節による変化等、取扱商品の特徴について

###### イ 熱中症対策

上記の取扱商品以外の提案について

###### ウ 防災対策

災害時の対応に係る提案について

###### エ 自動販売機のデザイン

ラッピングデザインの提案について

###### オ とよクラへの支援

協力金その他支援について

#### 8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年2月27日（金） 午後5時まで
- (2) 提出場所 魅力創造部学び体験推進課地域クラブ担当（南庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その 他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

## 9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和8年3月13日（金） 午前9時～正午のうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 東大会議室4（東庁舎7階）
- (3) 備 考
- ア 説明10分以内（時間厳守）、質疑応答15分とする。
  - イ 出席者は5名以内とする。
  - ウ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
  - エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
  - オ 感染症の流行状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

## 10 評価基準

- (1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。

### ア 業務経歴等（100点）【事務局評価】

- （ア）企業の業務実績（100点）

### イ 業務実施計画等（80点）【選考委員評価】

- （ア）業務実施方針（10点）

- （イ）本業務についての提案・意見 ア・イ・ウ・エ（40点）

- （ウ）本業務についての提案・意見 オ（30点）

※評価点（500点）＝ア（業務経歴（100点））＋イ（業務実施計画（80点）×5人）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点者が複数であった場合は、とよクラへの協力金がより高額な者を最優秀提案者として選考する。

- (3) 最低基準点（250点）に達しない者は最優秀提案者として選考しない。

- (4) 選考は以下の5名の委員により行う。

魅力創造部 副部長 塚田 知宏

学校教育課 課長 岸本 勝史

学校づくり推進課 課長 安藤 恒仁

防災対策課 課長 尾形 洋

学び体験推進課 課長 藤田 憲彦

## 11 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知（予定）日 令和8年3月13日（金）

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

- (2) 契約（予定）日 設置場所決定後から令和8年5月31日までの間の日

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、学び体験推進課から公有財産借受申請書の提出を依頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

## 12 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
  - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
  - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
  - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
  - エ 市が示した条件に違反した提案
  - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、公有財産借受申請書受理のうえ、行政財産賃貸借契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
  - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

### 【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市魅力創造部学び体験推進課地域クラブ担当  
(南庁舎2階)  
電話 0565-34-6660 (直通) FAX 0565-32-9779  
メールアドレス manabi@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>